

守口市職員厚生会カフェテリアプラン事業業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

守口市職員厚生会カフェテリアプラン事業業務委託

2. 目的

守口市職員厚生会（以下「厚生会」という。）で実施する会員の健康増進、元気回復等の福利厚生事業についてより充実させ、会員の理解が得やすく、利便性が高い、利用者の促進が見込める費用対効果の高い事業運営を図ることを目的とする。

3. 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、本件については、支障なく業務が執行され、いずれか一方から申し出がない場合は、各年度の当該予算の成立を条件に当該業務委託の期間を1年間更新できるものとする。更新の期限は令和14年3月31日（5年間）までとする。

4. 厚生会の概要

（1）所在地

大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

（2）担当部署

総務部人事課

（3）対象会員数

614名（令和9年4月1日見込）

5. 委託内容

（1）全般

業務実施においては、会員の詳細な利用状況を把握し、会員のニーズに対応したメニューの開発・更新・充実ならびに利用方法の改善等に取り組み、サービス水準を高めるよう最大限の努力を払わなければならない。

また、新型コロナウイルス感染症などの緊急事態が起こった場合にも、継続してサービスが利用できるような制度を構築すること。

（2）パッケージプラン

- ① 健康増進、元気回復等充実を図るため、旅行・宿泊などのリフレッシュメニュー、レジャー、育児、介護、映画、スキルアップ、スポーツクラブ、ライフプランメニュー等生活全般にわたる総合的な福利厚生サービスを、質が高く市場価格よりも目に見えて割安感が得られる内容で提供すること。

- ② パッケージメニューの他に、厚生会独自メニューの提供、厚生会からのカスタマイズの要望に柔軟な対応ができるよう努めること。
- ③ 守口市及び守口市近郊の地域で利用できる福利厚生サービスメニューを提供し、さらに充実を図ること。

(3) カフェテリアプラン

- ① 毎年度会員 1 人につき、12,000 円相当のカフェテリアポイント（以下「ポイント」という。）を付与し、利用申請の受付、内容審査、問い合わせ対応、ポイントの管理、実績の報告など、厚生会が行う業務以外の一切の業務を負うこと。
- ② ポイントの管理については、厚生会及び会員が常に最新の利用状況を確認できるシステムを構築し提供すること。
- ③ カフェテリアプランのメニューについても、旅行・宿泊などのリフレッシュメニュー、レジャー、育児、介護、映画、スキルアップ、スポーツクラブ、ライフプランメニュー等生活全般にわたり、スケールメリットを最大限活用したものであること。
- ④ 旅行メニューについては利用時に差額決済が可能なサービスを設けること。その他のメニューに関しても可能な限り差額決済が可能となるよう努めること。
- ⑤ ポイントについては、付与された年度の末日をもって失効するものとする。

(4) お祝い制度

- ① 会員に下記の表に該当する事由が発生した際に、10,000 円相当のサービスを提供すること。

子の入学	保育園・幼稚園・認定こども園
	小学校
	中学校
	高等学校・高専・高等専修学校
会員の勤続年数	勤続 10 年
	勤続 15 年
	勤続 20 年
	勤続 25 年
	勤続 30 年
	勤続 35 年
	勤続 40 年
会員本人の結婚	
会員又はその配偶者の出産	

- ② 会員の申請に基づき、会員に直接サービスを提供すること。
- ③ サービスについては、課税対象となる現金・金券給付の提案は行わないこと。

(5) チケット助成事業

- ① 厚生会にて実施している現行のチケット助成事業と最低でも同程度のサービスを実施すること。

現行のチケット助成事業

施設名	募集時期	助成額	対象者	枚数制限
京都鉄道博物館 (入館引換券)	毎年 7 月	一般 350 円	会員及び同居 の家族	対象者 1 人につき 1 枚
ひらかたパーク (入園券＋プール入場 券)	毎年 7 月	大人 1,350 円 こども 850 円		
ひらかたパーク (入園券＋スケート入場 券)	毎年 11 月	大人 1,250 円 こども 850 円		
京都水族館	毎年 7 月	大人 470 円 高校生 400 円 中・小学生 330 円		

- ② チケットの申込受付、発行、発行枚数に応じた助成を行うこと。
- ③ ホームページ、コールセンター等、申込方法の利便性向上に努めること。
- ④ 助成事業の内容や助成金額については、利用状況等を踏まえて、厚生会と受託者が協議のうえ、見直すことができるものとする。
- ⑤ 発行したチケットの配布・受領方法については、厚生会の事務処理の効率化及び省力化を図った体制を構築すること。
- ⑥ 助成相当額については、委託金額とは別に厚生会に請求するものとする。

(6) 会員証の発行等

- ① 全会員に対し、会員番号及び氏名が印字された会員証を発行すること。契約期間中に新たに会員資格を取得したものについては、厚生会からの報告に基づき直ちに会員証の発行手続きを行うこと。また、紛失等により、会員証の再発行の申し出があった場合は、速やかに対応すること。
- ② 会員証については、アプリやスマートフォンサイトなどで提示できる電子会員証の整備に努めること。
- ③ 会員証を提示することにより、提携する各施設を利用する際に、会員割引・補助金等の特典を受けられること。
- ④ 福利厚生サービスの利用者の範囲は、会員及びその親族（少なくとも 2 親等以内とすること。）とすること。

(7) 利用支援

- ① 会員専用サイト、コールセンター、アプリ、携帯やスマートフォンサイトなど、各種メニューの利用に際して、豊富な受付体制及び情報提供体制を構築すること。
- ② 各メニュー・利用方法等を簡便で分かりやすく記載した厚生会専用の利用手引きを、毎年度、作成すること。
- ③ 定期的（年4回以上）に季刊誌を作成し、事務局へ各号10部程度提供すること。特に、関西地区の情報を中心とした内容とするよう努めること。また、会員専用サイトなどで会員が閲覧できる体制を構築すること。
- ④ ガイドブック（汎用型）を毎年度作成し、事務局へ100部程度提供すること。また、会員専用サイトなどで会員が閲覧できる体制を構築すること。
- ⑤ 会員からの質問・要望・苦情に対しては、受託者が責任をもって適切に対応するとともに、迅速に対応可能な体制を整えること。
- ⑥ 年度当初等、必要に応じて職員への説明会を開催すること。

(8) 利用実績の報告

- ① 受託者は、毎月の業務が完了するごとに、実利用人数（延べ利用件数のみは不可とする。）がわかる利用実績を報告すること。
- ② 受託者は、厚生会が利用傾向を把握できるよう、利用サービスや利用ポイントについてメニュー別の利用実績を報告することとし、報告内容の詳細については、厚生会と協議すること。

(9) その他条件

- ① 提案内容が各種法令等を遵守していること。また、地方公務員法第42条に基づき、市から本会に交付金が交付されていることから、提案内容は市民に対して理解の得られるものにする。
- ② 提案内容は社会通念上逸脱しない程度の内容とすること。
- ③ 委託業務で発生する厚生会の事務処理については、極力効率化、省力化を図ること。

6. 委託金額

提案限度額 14,736,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）（614名として算出）

委託金額は、月額会費、ポイント精算額、お祝い制度のサービス費用とし、会員1名につき月額2,000円の定額とする。

月額会費については、入会金やそれに類する費用、福利厚生サービス利用料、会員証等を含めた事務費の原資とすること。

（厚生会専用の利用手引き、ガイドブック、季刊誌、配送料等を含む。会費以外にかかる費用がある場合は、別途企画提案書に明記すること。）

ポイント精算額及びお祝い制度のサービス費用については、月額会費に含まず、実績に基づき、請求するものとする。

7. 契約代金の請求及び支払

契約代金の支払いについては、業務実績に基づき、受託者からの請求により契約事項に定められた期間内にその代金を支払うものとする。

8. 秘密の保持

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知りえた事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。
- (2) 個人情報の取扱については、個人情報保護法及びその他関連する法令等を遵守すること。

9. 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度厚生会と協議すること。

10. 留意事項

- (1) 受託者の責に帰すべき理由により、厚生会又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (2) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ厚生会の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

11. その他

本仕様書は、参加事業者のアイディア等が反映できるよう、業務の基本的事項のみを記載している。参加事業者は、業務委託の内容や総事業費等を考慮したうえで企画を提案すること。